



# 鳥取県公報

平成 23 年 2 月 18 日 (金)  
号外第 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 平成 23 年度における身体障害者等に係る自動車税の減免の申請手続の特例に関する規則  
(6) (税務課) . . . . . 3
- ◇ 公安規則 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則  
(2) (地域課) . . . . . 6

## ==== 公布された規則のあらまし =====

平成23年度における身体障害者等に係る自動車税の減免の申請手続の特例に関する規則の新設について

## 1 規則の新設理由

- (1) 鳥取県税条例が一部改正され、これまで自動車税の課税免除の対象とされていた身体障害者等が運転する自動車等は、平成23年度から自動車税の減免の対象となった。
- (2) 平成22年度に身体障害者等に係る自動車税の課税免除の承認を受けた自動車について、平成23年度当初から円滑に自動車税の減免の申請手続を行えるようにするため、平成23年度における自動車税の減免の申請に係る様式を整備する。

## 2 規則の概要

- (1) 平成22年度に身体障害者等に係る自動車税の課税免除の承認を受けた自動車について、平成23年度に身体障害者等に係る自動車税の減免の申請を行う場合は、鳥取県税条例施行規則の規定にかかわらず、この規則に定める様式を用いることとする。
- (2) その他平成23年度における身体障害者等に係る自動車税の減免の申請手続について必要な事項を定める。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

# 規 則

平成23年度における身体障害者等に係る自動車税の減免の申請手続の特例に関する規則をここに公布する。

平成23年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第6号

平成23年度における身体障害者等に係る自動車税の減免の申請手続の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平成23年度における鳥取県税条例の一部を改正する条例(平成19年鳥取県条例第44号。以下「改正条例」という。)による改正後の鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第137条の2第1項第1号に該当して行う同項の規定による自動車税の減免の申請手続に関し、鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号。以下「施行規則」という。)の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(平成23年度における自動車税の減免の申請に係る様式等の特例)

第2条 平成22年度に改正条例による改正前の鳥取県税条例第137条第4号に該当して同条の規定による自動車税の課税免除の承認を受けた自動車(施行規則第50条の13第1項の規定により当該承認を取り消されたものを除く。)について、平成23年度に次の表の左欄に掲げる減免の申請を行う場合は、施行規則第50条の16第2項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる様式を用いることとする。

減免の区分	申請書
(1) 改正条例による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)第137条の2第1項第1号アに係るもの	様式第1号
(2) 新条例第137条の2第1項第1号イ及びウに係るもの	様式第2号

2 前項の表第2号の申請書には、次に掲げる減免を受けようとする事由を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 身体障害者等(新条例第137条の2第1項第1号に規定する身体障害者等をいう。以下同じ。)と生計を一にする者が運転する自動車にあっては、福祉事務所の長(福祉事務所を設置しない町村にあっては当該町村の長。以下「福祉事務所等の長」という。)が発行する生計同一証明書(施行規則第62号様式の9)(平成22年度の課税免除の申請に係る運転者に異動がある場合又は平成22年度の課税免除の申請に係る身体障害者等、所有者若しくは運転者の氏名若しくは住所に異動がある場合に限る。)

(2) 施行規則第46条の4第4号に該当する者にあつては、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証の写し

(3) 身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車にあっては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書(施行規則第62号様式の9)

(4) 自動車の用途を証する書類

(5) 運転する者を変更した場合にあっては、新たに運転する者の運転免許証の写し

(その他の事項)

第3条 この規則及び施行規則に定めるもののほか、平成23年度における身体障害者等に係る自動車税の減免の申請手続に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

自動車税減免申請書（継続用）

年 月 日

申請者（納税義務者）

（  
住 市 町  
所  
） 郡 村

（  
氏 名 ⑩  
）

電話番号

職 氏 名 様

私が所有し、使用している次の自動車について鳥取県税条例第137条の2第1項第1号アの規定に該当しますので、自動車税の減免を申請します。

年 度	登 録 番 号
23年度	

照会事項（平成22年度における自動車税の課税免除の申請時の内容と変更のある方は、該当する事項を 印で囲み、その内容を記入してください。）

1 障害名が変更になった （ ）
2 手帳の等級が変更になった （変更前 級 変更後 級）
3 運転免許証が取消しになった （取消年月日 年 月 日）

様式第2号（第2条関係）

自動車税減免申請書（継続用）

年 月 日

申請者（納税義務者）

（  
住 市 町

所

—

郡

村

(

氏

名

)

㊟

電話番号

職 氏 名 様

私が所有し、使用している次の自動車について鳥取県税条例第137条の2第1項第1号イ又はウの規定に該当しますので、自動車税の減免を申請します。

年 度	登 録 番 号
23年度	

照会事項

障 害 者	氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	
運 転 者	氏 名	( 障害者との続柄 )
	住 所	
使 用 目 的 及 び 使 用 回 数	1 通院 2 通所 3 通学 4 生業 週 回 ( 月 回 )	
平成22年度における 自動車税の課税免除 の申請時の内容と変 更のある方は該当す る事項を で囲み、 その内容を記入して ください。	1 障害名が変更になった ( ) 2 手帳の等級が変更になった ( 変更前 級 変更後 級 ) 3 運転者が変更になった ( ) 4 通院等の回数が増え変わった 5 住所が増え変わった	

# 公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年2月18日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

## 鳥取県公安委員会規則第2号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表				別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表			
警察署	名 称	位 置	所 管 区	警察署	名 称	位 置	所 管 区
略				略			
鳥取県	略			鳥取県	略		
倉吉警察署	はわい温泉	略		倉吉警察署	<u>浅津駐在所</u>	略	
	<u>駐在所</u>						
	略				略		
略				略			

附 則

この規則は、平成23年2月18日から施行する。